



2024年5月13日

各位

会社名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役 代表執行役 社長兼 CEO
シュテファン・カウフマン
(コード番号 7733 東証プライム)
問合せ先 IR 部門 ハイブ・インテント 櫻井 隆明
(TEL. 042-642-2111(代))

事後交付型譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度に基づく 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、事後交付型譲渡制限付株式報酬 (RSU: Restricted Stock Unit) 制度 (以下「RSU制度」といいます。) および業績連動型株式報酬 (PSU: Performance Share Unit) 制度 (以下「PSU制度」といいます。) に基づく自己株式の処分 (以下「本自己株式処分」といいます。) を行うことについて、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年6月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 189,070 株
(3) 処分価額	1株につき2,289円
(4) 処分価額の総額	432,781,230円
(5) 処分先及びその人数並びに処分する株式の数	① 2022年3月期付与のRSU(以下「FY2022-RSU」といいます。) 非業務執行取締役1名、執行役4名 39,222株 および執行役員(退任者を含む)9名 ② 2022年3月期付与のRSU(以下「Transformational FY22-RSU」といいます。) 非業務執行取締役1名、執行役1名 17,004株 および執行役員(退任者を含む)6名 ③ 2023年3月期付与のRSU(以下「FY2023-RSU」といいます。) 非業務執行取締役1名、執行役5名、 執行役員(退任者を含む)10名 36,244株 および当社グループの従業員38名(退職者を含む) ④ 2024年3月期付与のRSU(以下「FY2024-RSU」といいます。) 非業務執行取締役1名、執行役2名、 執行役員(退任者を含む)10名 42,021株 および当社グループの従業員48名

	<p>⑤ 2022年3月期を評価対象期間の開始とし2024年3月期を評価対象期間の終了とするPSU(以下「FY2022-PSU」といいます。) 非業務執行取締役1名、執行役4名および執行役員(退任者を含む)11名</p> <p style="text-align: right;">54,579株</p> <p>※退任執行役員には、2022年3月期退任の者を含みます。</p>
(6) その他	<p>本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。</p>

2. 処分の目的及び理由

当社では、2018年3月期に取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対する株式報酬としてPSU制度を導入しました。2019年6月の指名委員会等設置会社への移行後も、執行役および執行役員に対する株式報酬としてPSU制度を継続するとともに、取締役(社外取締役を含む)および執行役に対し「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針とし報酬制度の見直しを行ってまいりました。その一環として2021年3月期より取締役(社外取締役を含む)および執行役に対する株式報酬としてRSU制度を導入しました。

また、同様の基本方針のもと、執行役員に対しては2022年3月期よりPSU制度に加えRSU制度を、当社及び当社子会社の上級管理職である従業員(以下「当社グループの従業員」といいます。)に対しては2023年3月期よりPSU制度並びにRSU制度を導入しました。

なお、取締役および執行役については、株式保有ガイドラインを設定するとともに、執行役についてはクローバック条項を設定しており、無償取得事由が発生した場合には、執行役に支給した株式を当社が無償取得します。

本自己株式処分はPSU制度およびRSU制度に基づき、割当予定先である執行役員および当社グループの従業員(以下「割当対象者」といいます。)に対する株式報酬として行うものです。また取締役及び執行役の内、株式報酬付与時に執行役員または当社グループの従業員であった者も、割当対象者とします。

RSU制度およびPSU制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【RSU制度の概要等】

(1) RSU制度の概要

権利算定期間において当社グループに在籍することを条件として、当社が定める数の当社普通株式を取得する権利を付与したうえで、予め設定した時期に、予め設定した数の当社普通株式を支給する制度です。本自己株式処分の対象となるFY2022-RSUは、権利算定期間を3年とし、権利算定期間の開始時点で取得の権利を有する株数を譲渡制限期間の開始時点で決定し3年経過後にその数の株式を支給します。また同じく対象となるFY2023-RSUおよびFY2024-RSUは権利算定期間を3年として、権利算定期間の開始時点で取得の権利を有する株数を決定し1年を経過するごとにその数の3分の1の株式を支給します。

権利算定期間内に割当対象者が、代表執行役が認める正当な事由(任期満了、死亡、病気等による退任および定年退職、死亡、病気等による退職を含む)により退任または退職した場合には、

退任月または退職月を含む在任月数で取得の権利を有する株数を按分し、相当する株数を代表執行役の確認を経て支給します。

(2) 権利喪失事由

割当対象者が権利算定期間中に自己都合で退任または退職する場合、禁固以上の刑に処せられた場合、破産手続または民事再生手続開始等の申立てを受けた場合など一定の事由に該当した場合は、その該當時点をもって、当該割当対象者がその時点で保有する株式取得の権利の全部を当社は無償で取得します。

(3) Transformational FY22-RSU

2019年3月期を評価対象期間の開始とし2021年3月期を評価最終年度とするPSU(以下「18PSU」といいます。)の支給率は0%であったものの、報酬委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業環境が大きく影響を受ける中で、18PSU支給対象者である執行役は2022年3月期以降につながる成果を創出していると判断しました。これを踏まえ、企業価値の最大化、株主価値の向上に引き続き邁進するとともに株主との利害の共有を強化するために有効な報酬を執行役に対して支給することが必要と考え、「Transformational FY22-RSU」の付与を2021年4月27日開催の報酬委員会にて決定しました。

Transformational FY22-RSUは、18PSU支給対象者である執行役のうち、2022年3月期も引き続き任に当たる者を対象として、付与日を2021年4月1日とし、権利確定は3年後の2024年3月31日または退任から6か月経過後とするRSUを付与するものです。また、執行役員に対しても同様の内容で、付与日を2021年4月1日、権利確定を2024年3月31日または退任時とするRSUを付与することを代表執行役が決定しました。

【PSU制度の概要等】

(1) PSU制度の概要

3年間の業績評価期間において、予め基準となる株数を定めた上で、予め定めた業績指標の達成度に応じて一定の範囲で調整した数の当社普通株式を交付する制度です。

本自己株式処分の対象となるFY2022-PSUは、営業利益率、相対TSRおよびESGを業績評価指標としており、業績評価期間終了後に、代表執行役が各指標に照らして各割当対象者の業績を評価のうえ支給率係数を決定し、その係数を基準株数乗じ支給株式の数を決定しました。また、業績評価期間内に割当対象者が、任期満了を含む代表執行役が認める正当な事由により退任した場合には、業績評価期間終了後に算出された支給株数を退任月を含む在任月数で按分し、相当する株数を代表取締役の確認を経て支給します。

(2) 権利喪失事由

割当対象者が業績評価期間中に自己都合で退任する場合、禁固以上の刑に処せられた場合、破産手続または民事再生手続開始等の申立てを受けた場合など一定の事由に該当した場合は、その該當時点をもって、付与対象者から外れるものとします。

3. 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

割当対象者に対する本自己株式処分は、上記制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年5月10日(代表執行役による自己株式処分の決定日の前営業日)の東京証券取引所における当

社普通株式の終値である2,289円としております。

この金額は、東京証券取引所における当社の普通株式の1ヵ月（2024年4月11日から2024年5月10日まで）の終値単純平均値である2,208.0円（0.1円未満四捨五入。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率3.54%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3ヵ月（2024年2月11日から2024年5月10日まで）の終値単純平均値である2,176.3円からの乖離率4.92%、および6ヵ月（2023年11月11日から2024年5月10日まで）の終値単純平均値である2,162.4円からの乖離率5.53%となっております。

なお、上記の払込金額については、代表執行役による決定日の前営業日の市場株価であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しておりますので、合理的で、かつ特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本株式の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上